

平成28年(ワ)第24543号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 柳田辰雄

被 告 国立大学法人東京大学

答 弁 書

平成28年9月23日

東京地方裁判所民事第14部合2A係 御中

〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目3番地 カコビル3階

清水法律事務所（送達場所）

被告訴訟代理人弁護士 清水幹



同 溝内健



同 清水



電話 03-3359-3300

FAX 03-3359-3303

第1 本案前の申立て

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第3 本案前の主張

1 本件訴えは前訴の蒸し返しであり、訴訟上の信義則に反するものとして、ないし、訴権の濫用として、却下されるべきである。

2 前訴の概要

(1) 前訴の一審判決が甲37（東京地方裁判所平成24年（ワ）第4734号）、控訴審判決が甲38（東京高等裁判所（ネ）第5763号），上告にかかる決定が乙1（東京高等裁判所平成27年（ネオ）第124号），上告受理申立てにかかる決定が乙2（最高裁判所平成27年（受）第1070号）であり、前訴判決は既に確定している。

(2) 前訴は、本件被告の准教授である湊隆幸及び同じく教授である本件原告が、平成21年から翌年にかけて実施された本件被告大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻の教授2名の選考人事（以下「本件人事」という。）について、同専攻の内規を無視して権限のない教授懇談会において独断で進めたもので手続的に違法であり、また、公募と称しながらも実際には同専攻の准教授2名を教授に選考することがあらかじめ決まっていた出来レースであつて、実体的にも違法であるなどと主張して、専攻長（当時）である國島正彦及びその後任の山路永司並びに両名の使用者でもある本件被告に対し、不法行為に基づき損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である（甲38（2，3頁））。

(3) 前訴では、本件人事の「手続的違法の有無」と「実体的違法の有無」が主要な争点として争われ、「手続的違法の有無」の争点について、本件原告は、①学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかったことと、②最適任応募者を選考委員会に推薦する際の専攻内の意思決定が高木ルールに従って行われなかつたことの2点を主張した（甲37（15頁），甲38（4頁））。

本件訴えにおける原告の主張は、前訴における上記①の主張と同一である。

(4) 上記①の主張について、前訴の一審（甲37（15～17頁））及び控訴審（甲38（4～6頁））は、本件人事の背景事情、実際に行われた具体的手続、当該手続に対する本件原告の関与等を詳細に認定した上で、「学術経営委員会に発議する分野及びポストを基幹専攻会議において審議決定しなかった点の手続上の違法をいう原告らの主張（上記①）は、採用できない。」と結論づけた。

(5) なお、前訴では、手続的違法にかかる上記②の主張及び実体的違法の主張も排斥され、本件原告の請求は理由がないものとして棄却されている。

3 本件訴え

本件訴えについて原告は、「もっぱら分野変更の手続に焦点を当て、その違法性を問うものである」と述べ（訴状（2頁）），具体的には「『国際政策協調学』分野の変更（廃止）は、本来の手続を踏まずに、国際協力学専攻の当時の専攻長であった國島正彦教授の独断で実施されたものである」と主張しているが（訴状（6頁）），かかる主張は前訴における上記①の主張とまったく同一であり、前訴における主要な争点について、裁判所に採用されなかつた自らの主張を再度もちだして、紛争を蒸し返すものといわざるを得ない。

4 よって、本件訴えは前訴の蒸し返しであり、訴訟上の信義則に反するものとして、ないし、訴権の濫用として、却下されるべきである。

第4 請求の原因に対する認否

必要に応じて追って認否する。

証拠方法

乙第1号証 決定正本（東京高等裁判所）

乙第2号証 決定正本（最高裁判所）

附属書類

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 乙号証写し | 各 1 通 |
| 2 | 証拠説明書 | 1 通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1 通 |